

総務省  
プラットフォームサービスに関する研究会  
2018年10月18日

# EU電子通信プライバシー規則案と 関連する法政策の状況

生貝直人 博士(社会情報学)  
東洋大学経済学部総合政策学科 准教授

# 電子通信プライバシー規則案の概要

- 2017年1月、現行の電子通信プライバシー指令(2002/58/EC、2009/136/ECにて改正)を置き換える形で欧州委員会が提案
- 2018年5月25日に適用開始されたGDPRの特別法(*lex specialis*)として、電子通信分野の保護を具体化・補完(*particularise and complement*)する
- 保護対象は個人データに限定されず、法人による通信の保護も目的とする
  - 2017年1月: 欧州委員会により当初案公表
  - 2017年4月: 第29条作業部会意見公表
  - 2017年10月: 欧州議会LIBE(市民的自由・司法・内務委員会)修正採択
  - 2017年9月以降、数度に渡り閣僚理事会修正版が公表(最新は2018年9月)
- 特に注記の無い限り、本報告では委員会当初案を参照

# 電子通信プライバシー規則案の目次

## ●1章: 一般条項

- 1条: 目的
- 2条: 実体的範囲
- 3条: 領域的範囲と代表
- 4条: 定義

## ●2章: 個人・法人のコミュニケーションと彼らの端末に保存された情報の保護

- 5条: 電子通信データの秘密
- 6条: 電子通信データの許容される処理
- 7条: 電子通信データの保存と消去
- 8条: エンドユーザーの端末に保存される及びそれに関連する情報の保護
- 9条: 同意
- 10条: プライバシー設定のために提供される情報と選択肢
- 11条: 制限

## ●3章: 電子通信をコントロールする自然人・法人の権利

- 12~17条で発信者情報表示やスパム対策等を規定

## ●4章: 独立した監督機関とエンフォースメント

- 18条: 独立した監督機関
- 19条: 欧州データ保護会議
- 20条: 協力と手続きの一貫性

## ●5章: 救済、責任および罰則

- 21条: 救済
- 22条: 補償の権利と責任
- 23条: 行政制裁金を科す際の一般条件
- 24条: 罰則

## ●6章: 委任法令と実施法令

- 25条: 委任法令の運用
- 26条: コミッティー

## ●7章: 最終条項

- 27条: 廃止
- 28条: モニタリングと評価条項
- 29条: 施行と適用

# 主な内容

適用対象	現行指令において適用対象とされないOTT(Over The Top:VOIP、メッセージャー、クラウドメール等を含む)サービスに伝統的テレコムサービスと同レベルの通信の秘密(confidentiality of communication)保護義務を拡大、M2M(machine-to-machine)通信にも同様の保護の方向
地理的範囲	EU域内に所在するエンドユーザーを対象にサービスを提供したり、彼らの端末の情報を扱う場合に適用。域外企業の場合は域内に代表者を設置する義務。ただし当該業務が不定期(occasional)であり基本権へのリスクが低い場合は除外(3条)
電子通信データの保護	電子通信データは秘密とし、本規則により許容される場合のみ処理可能(5-6条)
電子通信データの保存と消去	原則としてユーザーのコンテンツ受信後・通信伝達に不必要になった場合に消去・匿名化(7条)
端末保存・関連情報の利用	クッキーを含め現行指令同様に当事者の同意(オプトイン)が必要だが(8条)、ブラウザ設定による同意を可能とする(10条)
エンフォースメント	執行はGDPRと合わせ各国データ保護当局が担い(18条)、制裁金もGDPRと同様の売上4%/2,000万€(5-7条違反)か売上2%/1,000万€(その他)を上限(23条)

# 主な定義(4条)

- 個人データ関連はGDPRに従う(同意につき9条)
- 電子通信ネットワーク、電子通信サービス、個人間通信サービス等
  - 2016年9月に提案された欧州電子通信コード指令(EECC)案に従う
- 端末機器 (terminal equipment)
  - 指令2008/63/EC(情報を送信・処理・受信するために公衆通信網に接続された機器)
- 電子通信データ
  - 電子通信コンテンツと電子通信メタデータ
- 電子通信コンテンツ
  - 電子通信サービスを通じて交換されるテキスト、音声、動画、画像、サウンド等のコンテンツ
- 電子通信メタデータ
  - 電子通信コンテンツを送信、配布、交換するために電子通信サービスにより処理されるデータ
    - 通信元や通信先の追跡・特定に使用されるデータ、電子通信サービスの提供時に生成されるデバイスの位置データ、通信の日付・時間・期間・種類等

# 参考：電子通信サービスの定義

## EPR前文11

(…) this Regulation uses the definition of electronic communications services set forth in the [EECC] (….) That definition encompasses not only internet access services and services consisting wholly or partly in the conveyance of signals but also interpersonal communications services, which may or may not be number-based, such as for example, Voice over IP, messaging services and web-based e-mail services. The protection of confidentiality of communications is crucial also as regards interpersonal communications services that are ancillary to another service; therefore, such type of services also having a communication functionality should be covered by this Regulation.

## EPR4条2項

For the purposes of point (b) of paragraph 1, the definition of ‘interpersonal communications service’ shall include services which enable interpersonal and interactive communication merely as a minor ancillary feature that is intrinsically linked to another service.

## 欧州電子通信コード(EECC)案2条

(e4) ‘electronic communications service’ means a service normally provided for remuneration ~~⊗~~ via electronic communications networks, ~~⊗~~ which ~~consists~~ ⇒ encompasses ‘internet access service’ as defined in Article 2(2) of Regulation (EU) 2015/2120; and/or ‘interpersonal communications service’; and/or services consisting ⇐ wholly or mainly in the conveyance of signals ~~on electronic communications networks, including telecommunications services and~~ ⊗ such as ⊗ transmission services ~~in networks~~ used for ⇒ the provision of machine-to-machine services and for ⇐ broadcasting, but ~~exclude~~ ⊗ excludes ⊗ services providing, or exercising editorial control over, content transmitted using electronic communications networks and services; ~~it does not include information society services, as defined in Article 1 of Directive 98/34/EC, which do not consist wholly or mainly in the conveyance of signals on electronic communications networks;~~

(5) ‘interpersonal communications service’ means a service normally provided for remuneration that enables direct interpersonal and interactive exchange of information via electronic communications networks between a finite number of persons, whereby the persons initiating or participating in the communication determine its recipient(s); it does not include services which enable interpersonal and interactive communication merely as a minor ancillary feature that is intrinsically linked to another service;

# 電子通信データの保護(5条・6条)

- 5条: 電子通信データの秘密
  - 「電子通信データは秘密とする。電子通信データのリスニング、タッピング、保管、監視、スキャンその他の傍受、電子通信データの監視または処理など、エンドユーザ以外の者による干渉は、本規則が許容する以外は禁止される。」
- 6条: 電子通信データの許容される処理
  - 1項: 電子通信データの処理
    - (a)通信の伝送に必要な場合
    - (b)セキュリティを維持・復元する場合、技術的障害やエラーの発見に必要な場合
  - 2項: 電子通信メタデータの処理
    - (a)法が義務付けるサービス品質への適合に必要な場合
    - (b)課金、相互接続料金の算定、不正利用の検知と抑止・加入、加入等に必要な場合
    - (c)一つまたは複数の特定された目的のためにエンドユーザが同意した場合
  - 3項: 電子通信コンテンツの処理
    - (a)通常サービス提供に関して、エンドユーザが同意した場合
    - (b)匿名データでは実施できない一つ以上のサービス提供に本人が同意した場合で、かつ監督機関と事前協議を行なった場合

# エンドユーザーの端末に保存された、および関連した情報の保護(8条)

- 1項: 以下の場合を除き、端末機器の処理および記憶機能の使用、およびエンドユーザーの端末機器からの情報収集(ソフトウェアおよびハードウェア、エンドユーザー以外のものを含む)は禁止
  - (a)電子通信ネットワーク上で電子通信を伝送するために必要な場合
  - (b)エンドユーザーが同意を与えた場合
  - (c)エンドユーザーが要求した情報社会サービスの提供に必要な場合
  - (d)エンドユーザーが要求した情報社会サービスのオーディエンス計測に必要な場合
- 2項: 以下の場合を除き、他のデバイスやネットワーク機器と接続するためにエンドユーザーの端末から発信(emit)された情報の取得は禁止
  - (a)接続の確立に必要な場合
  - (b)取得方法・目的・責任者、エンドユーザーが収集を停止・最小化するために必要な方法等の情報が、明確かつ目立つ形で通知される場合
- プライバシー侵害が存在しないか極めて限られる場合は同意不要(前文21)
  - エンドユーザーが要求したサービスを利用可能とするという正当な目的のために必要かつ均衡(necessary and proportionate)している場合等(例:セッション管理クッキー等)



# 同意とプライバシー設定(9条・10条)

- 同意(9条)
  - 1項: GDPRにおける同意の定義を適用
  - 2項: 8条1項(b)の同意に関しては、ネット接続を可能とするソフトウェア・アプリケーションの適切な技術設定により行うことができる
  - 3項: 6条の同意はいつでも撤回が可能、6ヶ月毎のリマインド
- プライバシー設定のための情報と選択肢の提供(10条)
  - 1項: インターネット上の情報の検索(retrieval)や表示を含む電子通信を可能とするソフトウェアは、第三者が端末機器に情報を保存したり、端末機器保存情報を利用することを防ぐ選択肢を提供する
  - 2項: ソフトウェアのインストールの際にプライバシー設定を知らせると共に、設定についての同意を得る
  - (3項: 既存インストールソフトウェアの措置)

# 29条作業部会による意見(2017/4)

- 端末の物理的追跡をGDPRと同等の保護にすること
  - 端末から発信(emit)された情報の利用(Wi-fi追跡等)を、明確かつ目立つ表示による通知とオプトアウトで許容することの修正(8条2項(b))
- コンテンツとメタデータを同等の保護にすること
  - ただしスパム検知とボットネット対策を明確に許容する等
- ブラウザ等のプライバシー設定を、単なるオプション提供ではなく、デフォルトで追跡拒否とすること(10条1・2項)
- ウェブサイトやサービスへのアクセス条件として追跡の許可を求める「トラッキング・ウォール」を明確に禁止すること
- 全体として、EPRがGDPRによる保護を下回らないようにすること
  - ※欧州データ保護監察官(EDPS)もほぼ同様の事項を指摘

# 欧州議会LIBE(市民的自由・司法・内務委員会) での主な修正事項(2017/10)

- **トラッキング・ウォールの禁止(8条1a項)**

- No user shall be denied access to any information society service or functionality, regardless of whether this service is remunerated or not, on grounds that he or she has not given his or her consent under Article 8(1)(b) to the processing of personal information and/or the use of processing or storage capabilities of his or her terminal equipment that is not necessary for the provision of that service or functionality;

- **アクセス解析の要件厳格化(8条1項(b))**

- 集計化され、エンドユーザーの異議申立を可能とし、第三者に個人データが提供されず、代理で行われる場合には隔離して管理されること等

- **物理的追跡の保護強化(8条2項(b)、2a項)**

- エンドユーザー同意か統計目的利用への限定

- **デフォルト設定による追跡拒否(10条1項(a))**

- (Software…shall;) (a) by default, have privacy protective settings activated to prevent other parties from transmitting to or storing information on the terminal equipment of a user and from processing information already stored on or collected from that equipment, except for the purposes laid down by Article 8(1), points (a) and (c);

# 規則案の主な論点

- 同意以外の処理手段の是非
  - GDPRが許容する正当な利益 (legitimate interest) や契約の締結・実施に必要な場合の根拠の導入
- M2M通信を対象に含むことの是非
  - プライバシーリスクは低く、同意取得も現実的では無い
- トラッキングウォールの許容可能性
- プライバシー設定によるブラウザのゲートキーパー化
  - ホワइटリストに含まれるために、ブラウザ企業に対価を支払わなければならなくなる可能性

参考：利用者情報の保護に関連する  
その他の制度整備

# ネットワーク情報セキュリティ(NIS)指令

Directive on security of network and information systems, 2016/1148

- 2016年7月採択、2018年5月国内法化期限
  - 加盟国のセキュリティ国家戦略策定、管轄省庁の指定、CSIRTの指定、各国間協力・情報共有等
  - 「基幹サービス運営者」のセキュリティ対策とインシデント報告
- デジタルサービス提供者 (digital service provider) の規律
  - ①オンラインマーケットプレイス、②オンライン検索エンジン、③クラウドコンピューティングサービスの提供事業者
    - 小規模・零細事業者(従業員50人未満/売上1,000万€以下)は対象外
  - セキュリティ対策とインシデント報告義務が課される他、域外企業は域内に代表者を設置する必要
  - 事業者の対応期限は2018年11月9日

# デジタルコンテンツ供給契約の一定側面指令案(2015/12提案)

Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content. COM/2015/0634 final – 2015/0287 (COD)

- デジタルコンテンツサービス(クラウドストレージやSNS等を含む)提供者と消費者の間での契約関係を規律
  - デジタルコンテンツ:映像・音声・アプリ・ゲーム等のソフトのほか、消費者によるデータ作成・処理・保存、共有・相互作用を可能とする役務(2条1項)
  - 例として「ダウンロード・ストリーミング形式の動画、クラウドストレージ、ソーシャルメディア、3Dプリンティングのためのビジュアルモデリングファイル」等
- 対象契約:デジタルコンテンツサービスに対し、消費者が金銭か、個人データ等のデータにより能動的に対価(反対給付)を払う契約(3条1項)
  - ただし完全に無償な場合や、当該データが当該事業者によるコンテンツ供給以外の目的で利用されない場合には対象とされない
- デジタルコンテンツサービスに瑕疵があった場合の法的救済、12ヶ月以上の長期契約解消権等を規定
  - →契約解消時のデータ回収権を規定

# デジタルコンテンツ供給契約の一定側面指令案(2015/12提案)

議会修正版(2017/12)13a条: Obligations of the trader in the event of termination

- 4項: 取引者は、消費者からの要請に応じて、取引者によって提供されるデジタルコンテンツまたはデジタルサービスを使用する際に消費者によって提供または作成されたコンテンツを、個人データを構成しない範囲で、消費者に提供しなければならない。
- 消費者は、合理的な時間で、一般的に使用される、機械可読なデータ形式で、重大な不便を伴うことなく、無料でコンテンツを取得する権利がある。
- そのようなユーザー生成コンテンツを利用可能にする義務は、ユーザー生成コンテンツが次の場合には適用されない;
  - (a) 取引者によって提供されるデジタルコンテンツまたはデジタルサービスのコンテキスト外では実用性がないため、不近郊かつ不合理な努力なしに利用可能にすることができない;
  - (b) 取引者が提供するデジタルコンテンツまたはデジタルサービスを使用する際の消費者の活動にのみ関連するため、不公平かつ不合理な努力なしには利用できない。または;
  - (c) トレーダーによって他のデータと統合されており、分離することはできないか、不均衡な努力によってのみ行うことができる;



# 参考：仏デジタル共和国法48条に基づくフランス消費法典 新224-42条

## Sous-section 4 : Récupération et portabilité des données

### ●第L224-42-1条

消費者は、あらゆる状況において、そのすべてのデータを回収(récupération)する権利を有する。

### ●第L224-42-2条

この回収は、個人の性質を有するデータについてはGDPR第20条に定められた条件に従って、そしてその他のデータに関しては本サブセクションに従って行使される。

### ●第L224-42-3条

商業・産業上の秘密および知的財産権を保護する規定を損なうことなく、オンライン公衆通信サービスプロバイダ(fournisseur d'un service de communication au public)は、消費者に対して、以下の回収を可能とする機能を無料で提供するものとする：

1.消費者によってオンラインに置かれた全てのファイル

2.消費者のユーザーアカウントの使用に起因する全てのデータ、およびそれによりオンラインに置かれたデータ(consultables en ligne par celui-ci)の全て。ただし、当該プロバイダが大幅に強化(enrichissement significatif)したものを除く。これらのデータは、オープンスタンダードで回収され、再利用可能であり、自動化された処理システムによって容易に利用可能なものとする。

3.消費者のユーザーアカウントに関連付けられた、次の条件を満たすその他のデータ：

a) サービスプロバイダの変更を容易にする、あるいは他のサービスへのアクセスを提供するデータ。

b) データの特定に際しては、関係するサービスの経済的重要性、プロバイダー間の競争の激しさ、消費者にとっての有用性、当該サービスの使用に関わる頻度および経済的影響が考慮される。

最初の段落で提供される機能は、消費者が単一の要求によって、関連するすべてのファイルまたはデータを回収することを可能にする。プロバイダは、プログラミングインタフェースとプロバイダの変更に必要な情報の伝達に関して、この目的のために必要な全ての措置を講じなければならない。

消費者から収集されたデータがオープンかつ容易に再利用可能な標準で回収することができない場合、オンライン公衆通信サービスプロバイダは、消費者に明確かつ透明な方法で通知する。必要な場合には、このデータを取得するための代替方法を通知し、回収ファイル形式の技術的特性を、特にオープンで相互運用可能な特性で指定しなければならない。

政令(décret)は、関連するデータを2項の要件の下で拒絶することを正当化できないほど重要でないとみなされる種類の強化のリストを作成する。紛争が生じた場合、主張されている強化の重要性の証拠を提出することはプロフェッショナル側の責任とする。

第3項において言及されるデータは行政規則(réglementaire)により特定される。

### ●第L224-42-4条

本サブセクションは、過去6ヶ月間に接続されたユーザーアカウントの数が政令(décret)で定める閾値を下回るオンライン公衆通信サービスのプロバイダーには適用されない。